

老発 0319 第 6 号  
令和 3 年 3 月 19 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」  
等の一部改正について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和 3 年厚生労働省令第 9 号) が公布され、その中において「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 46 号)」、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和 41 年厚生省令第 19 号)」及び「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 20 年厚生労働省令第 107 号)」の一部が改正され、本年 4 月 1 日より施行されること等に伴い、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号)」、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成 12 年 3 月 30 日老発第 307 号)」及び「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成 20 年 5 月 30 日老発 0530 第 2 号)」の一部を別添のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。